



定額減税補足給付金について

お住まいの役場からご案内は届きましたか？

お住まいの市町村から「2024（令和6）年度定額減税補足給付金（調整給付金）」のご案内が届いた方は、**給付金を受け取ることができます。** **この給付金を受給するためには申請が必要です！** 多くの場合は申請期限が2024年10月31日までとなっていますが、申請方法及び申請期限は市町村によって異なります。必ず市町村からの案内を確認してください。

調整給付金の概要

内閣官房の情報をもとに作成

定額減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる方には、定額減税しきれないと見込まれる概ねの額が1万円単位で「調整給付金」として給付されます。

※合計所得金額1,805万円超の方、定額減税前の令和6年分推計所得税額および令和6年度個人住民税所得割額がともに0円の方は対象外となります。

支給額の算定方法：

- A** 定額減税可能額 - **B** 令和6年分推計所得税額 = **①** 所得税分の控除不足額（減税しきれない額）
C 定額減税可能額 - **D** 令和6年分個人住民税所得割額 = **②** 個人住民税分の控除不足額（減税しきれない額）

➡ **① + ② = 調整給付金の支給額** (1万円単位切り上げ)

(例) 合計所得金額が1,805万円以下で同一生計配偶者1人と扶養親族1人の3人世帯の場合

A 90,000円 (3万円×3人) - **B** 18,000円 (所得税) = **①** 72,000円

C 30,000円 (1万円×3人) - **D** 20,000円 (住民税) = **②** 10,000円

➡ **① + ② = 82,000円 ⇒ 90,000円** (1万円単位切り上げ)

定額減税とは？

納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき定額減税されます。

※合計所得金額が1,805万円以下である場合に限られます。

- 令和6年分の所得税 ➡ 1人 / 30,000円
- 令和6年度分の個人住民税所得割 ➡ 1人 / 10,000円

(例) 合計所得金額が1,805万円以下で同一生計配偶者1人と扶養親族1人の3人世帯の場合

・所得税の定額減税額 30,000円 × 3人 = **A** 90,000円

・個人住民税所得割の定額減税額 10,000円 × 3人 = **C** 30,000円

減税額の合計 ➡ **120,000円**

詳細は内閣官房のホームページで確認できます。(日本語のみ)

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>



住民税非課税世帯の方

住民税非課税世帯（住民税均等割のみ課税世帯を含む）に対して、以下の給付金があります。

- 2023（令和5）年度住民税非課税世帯への給付金
- 2023（令和5）年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金
- 低所得の子育て世帯への「子ども加算」
- 2024（令和6）年度個人住民税において、新たに非課税等となる世帯への給付金

各給付金の対象者宛に市町村から案内が届きます。詳細についてはお住まいの市町村に確認してください。



問い合わせ先

手続きや具体的な給付方法、申請期限は市町村によって異なるので、**お住まいの市町村役場にお問い合わせください。**

問い合わせする際に通訳が必要な場合は、北海道外国人相談センターにご連絡ください。